

第 108 回 金沢市都市計画審議会議事録

1. 日時

令和 8 年 3 月 23 日（月）13:30～16:00

2. 場所

金沢市役所第一本庁舎 7 階 全員協議会室

3. 出席委員

①学識経験者 (各 50 音順)

井口 栄市	金沢市農業委員会長
片桐 由希子	金沢工業大学准教授
島田 明子	弁護士
竹村 裕樹	金城大学客員教授
中山 晶一朗	金沢大学教授
宮本 治郎	金沢経済同友会副代表幹事

②市議会議員

中川 俊一	金沢市議会副議長
下沢 広伸	金沢市議会総務常任委員長
新谷 博範	金沢市議会建設企業常任委員長

③関係行政機関

五十川 泰史	国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長
本田 琢	石川県土木部長（代理）
吉田 健一	石川県農林水産部長（代理）
西村 和市	石川県警察本部交通部長（代理）

④市民

甚田 和幸	金沢市町会連合会副会長
上田 久美子	金沢市校下婦人会連絡協議会副会長

(司会)

定刻となりましたので、只今より、第108回金沢市都市計画審議会を開会いたします。本日は報告案件が1件、その他案件が2件ございます。委員の皆様には十分にご審議をお願い申し上げます。

それでは、はじめに都市整備局長の高木より、ご挨拶を申し上げます。

(高木局長)

委員の皆様、あらためまして、こんにちは。都市整備局長の高木でございます。

本日は、年度末のお忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より本市の都市計画行政にご理解とご協力を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

今年度も残りわずかとなりまして、桜の開花もあと少しという時期になってきました。ちょうど1週間後には開花して、満開は4月の最初の土日ではないかと予想されています。その頃には、新入生や新社会人などがまちに繰り出して、新年度の活気が満ちてくるのではないかと考えております。

さて、先月行われました2月の定例月議会におきまして、令和8年度の骨格予算案について可決承認いただいたところでございます。

本市の都市像を具現化するための行動計画であります未来共創計画については、前進期の2年を経て、これから充実期の4年を迎えることとなりますので、これまでに撒いた種を膨らませて、芽吹かせていかなければなりません。まちづくりの指針であります、都市計画マスタープランについては、改定に向けまして、今年度を実施した全体構想の検討結果を踏まえて、地域別構想やその実現化方策等の検討を行うこととしておりまして、それに要する経費も計上しているところでございます。

今後とも委員の皆様のご意見をいただきながら、来年度末の改定を目指して作業を進めていきたいと考えております。

本日は、報告案件としまして、これまで都市計画審議会の専門委員会においてご議論いただいてきた都市計画マスタープランの全体構想の骨子案についてご報告させていただき、ご意見をいただきたく存じます。

委員の皆様には、それぞれの分野から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞ、よろしくお願いいたします。

(司会)

ここで、この3月の緊急議会における副議長の交代及び常任委員会の改組に伴い、委員の異動がございましたので、ご報告いたします。

金沢市議会副議長 中川 俊一委員でございます。

金沢市議会総務常任委員長 下沢 広伸委員でございます。

金沢市議会建設企業常任委員長 新谷 博範委員でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

では、議事に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。お手元のタブレットをご確認ください。資料は、1枚目が次第、2枚目以降が議案書となっております。正しく表示されていますでしょうか。以上が、資料の確認となります。

それでは、ここからの議事の進行を竹村会長にお願いしたいと存じます。竹村会長どうぞよろしくお願いいたします。

(竹村会長)

皆さんこんにちは。年度末の大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

今ほどの局長さんからのお話にもあったように、桜が開花してきているところもあり、春の訪れを段々と感じられるようになってきました。

先般、東日本大震災発災からちょうど15年経ちました。その間、石川県でも結構たくさんの方の被害がありました。2年前の能登半島地震があり、その後豪雨があり、豪雪があり、といったところで、これは日本中で同様ですが、災害が多発している状況です。

今回のこのマスタープランについても、特にこういった防災面での考え方を少し強化して盛り込みたいと考えて、今日皆様にご提示させていただきます。報告案件としておりますが、皆様のご意見を頂ければと思います。よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります前に、事務局の報告によりますと、只今、委員20名の内15名が出席しており、条例第5条第2項の規定に照らし、出席委員が半数以上ですので、本会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第7条の規定により、議事録の署名委員を指名させていただきます。今回は、片桐 由希子委員、宮本 治郎委員のお二方をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次第に沿って進めていきたいと思っております。まず、報告案件「金沢市都市計画マスタープラン改定の状況について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

金沢市都市計画マスタープラン改定の状況について、説明いたします。タブレットの議案書は資料1をご覧ください。

今回の改定の目的としましては、令和6年度に実施した現行プラン「金沢市都市計画マスタープラン2019」の評価検証結果や、上位・関連計画の状況や社会情勢の変化等を

踏まえ改定を行うものです。

計画の位置づけとしましては、上位計画である「未来共創計画」や、県が作成する「金沢都市計画区域マスタープラン」などの方針を踏まえ、本市のまちづくりに関する基本的な方針を示すもので、改定にあたっては、様々な分野の関連計画との整合を図ります。

検討の体制としましては、前方のスクリーン右下の図の通りとなりますが、市民のまちづくりに関する意識や意見などを計画に反映させるため、市民意識アンケート調査、パブリックコメント、地域別意見交換会などを実施するとともに、関連計画との整合を図るために組織した「庁内ワーキングチーム」と、都市計画審議会から付託された、学識経験者や各種団体、市民代表者で組織する「都市計画マスタープラン策定専門委員会」にて、令和7年度から8年度の2か年かけて検討を重ねてまいります。来年度取りまとめられる改定プランの案については、最終的に都市計画審議会でご審議いただくこととなります。なお、専門委員会の委員には、都市計画審議会委員から、竹村会長、俵委員、中山委員、西野委員、甚田委員、上田委員に加わっていただいています。

次に、スケジュールです。昨年9月に開催した第106回都市計画審議会でご報告しましたとおり、今年度は計画の全体構想を検討し、来年度は地域別構想を検討する予定としております。今年度は、計3回の専門委員会において全体構想についてご議論いただき、先日3月11日に開催しました第3回専門委員会で、全体構想の骨子案を取りまとめました。

本日はその取りまとめた全体構想の骨子案について、ご報告をさせていただきます。

次のページです。お手元にお配りしております参考資料をご覧ください。

一枚めくっていただくと、目次案がございます。「第1章 都市づくりの視点と課題」から「第4章 重点地区のまちづくり方針」までが今年度検討を進めた全体構想です。

参考資料では13ページからの内容になりますが、「第1章 都市づくりの視点と課題」では、本市の位置・地勢から始まり、都市の変遷、社会情勢の変化・動向、上位計画の概要と続き、これら上位計画や社会情勢の変化等から、都市づくりにおいて捉える視点と課題を整理しています。続く「第2章 都市の将来像」では、第1章で整理した視点と課題を踏まえ、概ね20年後を見据えた都市の将来像と基本方針、都市の構成を掲げており、また、「第3章 都市づくりの方針」、「第4章 重点地区のまちづくり方針」では、第2章で掲げた都市の将来像の実現に向けた各種施策を分野別に整理しています。

次のページです。「第1章 都市づくりの視点と課題」について説明いたします。参考資料は32ページ、33ページをご覧ください。

32ページには、今回の改定の背景として社会情勢の変化・動向や上位計画の基本方針、令和6年度に実施した現行プランの中間評価結果に加え、今年度実施した市民意識アンケート調査や地域別意見交換会での意見などを記載しています。社会情勢としては、例えば、デジタル革新による産業構造の転換、自然災害の頻発化・多発化などの動向があ

り、中間評価や市民意見においては、公共交通の利便性向上やこちらも災害対策の強化が課題であるとしてご意見いただいています。

今回の改定では、これらの背景を踏まえながら、7つの都市づくりの視点で課題整理を行っています。

「視点1：歴史と伝統が息づく共創文化」、参考資料は34ページです。歴史文化遺産の保全と活用、まちの品格を高める景観形成、として課題整理しています。「視点2：活力と魅力あふれる中心市街地」、参考資料は35ページ。課題整理は、ハレの場としての都心の再構築、歩きたくなるまちなかの形成。「視点3：便利で快適な生活を支える都市基盤」、参考資料は36ページ。課題整理は、誰もが暮らしやすい生活基盤の整備、広域的な交流と円滑な移動を支える交通基盤の整備。「視点4：災害に強く人にやさしい安全・安心な暮らし」、参考資料は37ページと38ページ。課題整理は、災害に強いまちづくり、健やかな暮らしを支える人にやさしいまちづくり。「視点5：創造・変革する産業構造」、参考資料は39ページ。課題整理は、新たな産業の創出と産業全体の成長・発展、農林業の持続的な発展。「視点6：未来につなぐ自然環境・地球環境」、参考資料は40ページ。課題整理は、ゼロカーボンシティかなざわの実現、身近に自然を感じられる環境の形成。最後、「視点7：多様な人々と共生する地域づくり」、参考資料は41ページ。課題整理は、地域コミュニティを核とした地域力の維持再生、多様性を認め合う共生社会の実現。

これら7つの都市づくりの視点ごとにそれぞれ課題を整理しております。

続いて、「第2章 都市の将来像」について説明いたします。議案書は14枚目、参考資料は42ページをご覧ください。

先ほどの都市づくりの視点と課題から、「都市づくりの目標」を6つ決めました。

上から順に、「1：金沢らしい資産をすべての人々と共に 創りあげ・守り・生かすことで、発展していくまち」、「2：都心軸を骨格とした 活力と魅力あふれるまちなかの再興によって、持続的に成長・発展するまち」、「3：緩やかに都市の集約化を図りながらも、地域に応じた基盤整備によって、誰もが暮らし続けられるまち」、「4：災害に強く、人にやさしいまちづくりによって、誰もが安全で快適に暮らせるまち」、「5：産業全体の発展と、環境にやさしいまちづくりによって、都市と豊かな自然環境が共生するまち」、「6：多様な人々が共生し、心豊かに暮らせるまち」の6つです。

この6つの都市づくりの目標を目指すことを基本方針に据えて、都市の将来像を検討しました。

次のページです。参考資料は43ページをご覧ください。

こちらは都市の将来像と基本方針の案です。基本方針は、先ほどの都市づくりの目標を目指すものとしてこちらも6つ掲げています。それぞれ説明します。

「基本方針1：共創文化都市の形成」藩政期から培われてきた歴史や伝統、学術、産業、文化など金沢らしい資産を地域全体で守り、磨き高めるとともに、その資産を生か

した新たな文化・価値を創造し続けることで、持続的に成長・発展する共創文化都市の形成を目指します。

「基本方針2：中心拠点型都市の形成」これまでも都市の発展の中枢を担ってきた中心市街地や居住誘導区域において、骨格となる都心軸の再興によりまちの魅力を高めるとともに、居住や商業・業務などの都市機能を誘導することで賑わいと活力を創出し、中心市街地が今後とも都市の持続的な成長・発展を支える中心拠点型都市の形成を目指します。

「基本方針3：地域持続型都市の形成」都市経営の持続性を確保するため、人口の受皿としての市街地の拡大は原則として行わないものとし、まちなか区域や居住誘導区域への緩やかな都市の集約化を図りながらも、郊外市街地や田園・中山間地域など市全体において誰もが暮らし続けられる地域持続型都市の形成を目指します。

「基本方針4：防災・減災都市の形成」激甚化・頻発化する自然災害に備えた計画的なまちづくりにより、国土の保全を図ることで、誰もが安全・安心に暮らせる防災・減災都市の形成を目指します。

「基本方針5：産業・環境共生都市の形成」まちの発展を支える金沢の個性ある産業全体の成長・発展を促進しつつ、農林業の持続的な振興にも取り組むことで、創造・変革していく産業共生都市の形成を、一方で、潤いある良好な自然環境の保全に取り組むとともに、「ゼロカーボンシティかなざわ」の実現による環境共生都市の形成を、それぞれ目指します。

「基本方針6：多様な人々が共生した持続可能なまちづくり」心豊かに幸せを感じられる社会の実現に向け、地域に関わる多様な人々の視点や活力を生かした各種コミュニティの醸成や連携の強化を図る取り組みを推進することで、多様な人々が共生した持続可能なまちづくりを目指します。

この「多様な人々が共生した持続可能なまちづくり」を根幹的・横断的な基本方針とし、「共創文化都市の形成」、「中心拠点型都市の形成」、「地域持続型都市の形成」、「防災・減災都市の形成」、「産業・環境共生の形成」を推進することで、都市の将来像『すべての人々と共に創りあげる持続的に発展する成熟都市』の実現を目指します

続いて都市の構成です。参考資料は44ページから50ページまでをご覧ください。

都市の将来像の実現に向け、都市づくりの骨格を成す都市の構成について、大きく「土地利用構成」、「道路・交通軸」、「都市機能拠点」の区分により設定しています。まず1つ目の要素、土地利用構成としては、市街化区域を市街地ゾーンに。主としてIRいしかわ鉄道線以西の平野部の市街化調整区域を農業環境ゾーンに。主としてIRいしかわ鉄道線以东の市街化調整区域や都市計画区域外を自然環境ゾーンにそれぞれ設定しています。

特に市街地ゾーンについては、金沢市集約都市形成計画で定める区域に従って、【中心市街地・都心軸区域】、【居住誘導区域】、【一般居住区域】と、そのほか工業専用地域な

どの住宅の立地を制限する区域を【その他の区域】として、それぞれ整理しています。

次に2つ目の要素、道路・交通軸については46ページから記載がありますが、都市活動を支える骨格的な交通機能である道路・交通軸を「広域交通ネットワーク」、「都市内交通ネットワーク」に区分して設定しています。広域交通ネットワークには、北陸自動車道や国道8号、北陸新幹線やIRいしかわ鉄道線などを遠方や隣接する都市間との連絡機能を担うものとして位置付けています。都市内交通ネットワークとしては、3環状道路や公共交通重要路線といった幹線交通機能を持つ道路に加え、生活交通機能を担う地域内の道路を位置付けています。

3つ目の要素、都市機能拠点とは47ページからになりますが、金沢市における主要な都市機能拠点として、「都心軸上拠点」、「地域拠点」、「生活拠点」、「流通・産業拠点」、「歴史・文化拠点」、「レクリエーション拠点」、「学術拠点」を設定し、それぞれの拠点における役割と拠点形成の方針を記載しています。

次に、「第3章 都市づくりの方針」について説明いたします。参考資料は52ページからご覧ください。

都市づくりの方針では、ご覧の都市を構成する10項目の分野ごとに、市全域に係る方針を示しています。

参考資料の53ページをご覧ください。「3-1 土地利用の方針」では、「市街地の拡大は原則として行わない方針のもと、金沢特有の地形・風土を守りながら、自然と都市が調和・共存する土地利用の実現を目指します。市街地では、緩やかに集約都市を目指しつつ、適正な土地利用により、良好な住宅地、商業・業務地、工業地、沿道活用地区の形成を図り、市街地以外では、人々の生活との共存を図りながら、農業環境や自然環境を保全する。」ことを基本的な考え方としています。53ページには土地利用区分を載せていますが、この区分に応じて、54ページから58ページにかけて個別具体の施策を記載しています。

「3-2 市街地整備の方針」では、「本市のまちづくりの規範である「保全と開発の調和」を基本として、持続可能で魅力ある都市の形成を推進するため、各種基盤の適切な整備を推進し、市街地基盤の充実を図るとともに、災害に強い都市構造の構築や防災機能の充実に取り組む。」としています。

「3-3 交通施設等整備の方針」では、「公共交通重要路線の利便性の向上や地域の特性に応じた移動手段の維持・確保に取り組むとともに、安全で快適、魅力ある通行空間の確保を図るほか、広域道路ネットワークの強化、放射・環状道路の整備、緊急輸送道路などの強靱な都市内道路ネットワークの形成、道路の整備・維持管理により、道路交通の円滑化及び安全・安心の確保などに向けたまちづくりの推進を図る。」としています。

「3-4 公園緑地整備の方針」では、「金沢の地形や歴史文化、都市が育んできた重層的で豊かな緑の資産を、多様な主体との協働により、次世代に引き継ぐとともに、新た

な魅力の創出と活用に取り組みます。また、公園緑地の機能分担・再編や機能強化を進め、多様な公園緑地機能充実・強化を図るとともに、市民協働や民間活力を生かした効率的・効果的な運営・管理を目指す。」としています。

「3-5 主な供給処理施設整備の方針」では、「供給処理施設の長寿命化計画などに基づき、総合的かつ計画的な維持管理・更新や耐震化を進めるとともに、周辺市町との連携や多様な主体との協働により、安定的な供給・処理に努める。」としています。

「3-6 公共公益施設整備の方針」では、「多様化する市民ニーズなどに対応した公共公益施設の充実を図るとともに、長寿命化計画などに基づく計画的な維持管理・更新や、持続的な再整備を進めることで施設の安全性を確保し、快適な市民サービスの提供に努めるほか、公共施設をはじめとして、誰もが使いやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進する。」としています。

「3-7 農地と森林の整備、保全、活用の方針」では、「集落の生活や生業に必要な農地や森林は、多面的な機能を有する重要な地域資源とし、必要な整備・保全と有効活用を推進するほか、担い手の確保・育成の観点から既存集落を中心としたコミュニティの活性化・生活環境の維持等を図っていくため、農林基盤づくりの取組と合わせて、都市計画制度などを活用した新たな支援を行うことで、活力ある田園・中山間地域づくりを推進する。」としています。

「3-8 景観・都市環境形成の方針」では、「金沢特有の地形を保全するとともに、歴史的風致の維持向上などを図り、多様な主体と協働・連携し、魅力と個性ある良好な景観を創出するとともに、自然環境の保全に加え、再生可能エネルギーの利用などによる脱炭素社会の実現に向けた取組を進め、持続可能で調和のとれた都市環境を創出する。」としています。

「3-9 安全安心な都市づくりの方針」では、「市民や来街者が安全・安心、快適に過ごせる都市づくりを目指し、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた防災・減災対策や、石川県地震被害想定の見直し結果に応じた避難所や防災備蓄の確保・充実などにより、本市の災害対応体制の強化を図るとともに、計画的な災害対策を推進する。」としています。

「3-10 多様な主体による協働のまちづくり方針」では、「まちづくりの担い手を発掘・育成し、市民活動及び組織への支援を行うほか、まちづくりルールของ普及と適正な運用などにより、多様な人々が共生し、心豊かに幸せを感じられる社会（Well-being）の実現を目指すとともに、多様な主体の協働による地域コミュニティの形成・活性化を図り、活力あるまちづくりを進めていく。」としています。

これらの基本的な考え方に沿って、それぞれの項目に関連する個別具体の施策がまとめられています。

次に「第4章 重点地区のまちづくり方針」について説明いたします。参考資料は101

ページからご覧ください。

この章においては、本市のまちづくりを進める上で特に重要である区域として重点地区を定め、個別にまちづくりテーマと方針を示しています。

藩政期からの都市構造を今に残す旧城下町区域と、高度経済成長期以降の人口増大の受け皿として都市を支えてきた駅西新都心のうち、金沢駅西から金沢港に至る都心軸周辺を本計画における重点地区に設定しました。特に旧城下町区域においては、昨年7月に都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域に指定されており、地域整備方針に沿った緊急かつ重点的な整備を進めていく必要があります。

重点地区のまちづくりテーマは、『品格と活力のあるまちを目指し、「にぎわい」、「ほんもの」、「みりょく」、「もてなし」、「あんしん」を磨き高める。』としています。

この5つのキーワードごとに、重点地区における方針を整理しています。

参考資料の104ページをご覧ください。『1. 多様な人々が住まい、営み、交流する「にぎわい」』では、「まちなかの居住環境の形成」と「にぎわいを創出する商業、流通、業務などの機能強化」、「交流を促進する交通環境の形成」の3項目で方針を整理し、個別具体の施策を記載しました。続いて107ページ、『2. 生活に根付いた世界に誇る「ほんもの」』では、「歴史都市としての品格の継承と発信」、「世界に誇る「ほんもの」の継承と創造」の2項目。109ページ、『3. 金沢の個性を生かした新たな「みりょく」』では、「金沢の個性を生かした魅力ある景観の創出」、「個性を磨く新たな魅力の創出」の2項目。111ページ、『4. やさしさと親しみに満ちた「もてなし」』では、「観光受入環境の充実と交流の促進」、「まちの価値を共有し、共に高めていく機会の充実」の2項目。113ページ、『5. 災害に強く安全に住まい、滞在できる「あんしん」』では、「大規模災害に備えた防災・減災対策の強化」として、それぞれ個別具体の施策を記載しています。

以上が、全体構想の骨子案の内容です。よろしくお願いします。

(竹村会長)

ただいまの説明につきまして、何かご質問やご意見がありましたら、挙手して、よろしくお願いします。

(A委員)

全体像がよくわかる構成になっていると思いますが、少し気になったのが、参考資料の42ページと43ページ、都市の将来像の目標と基本方針が、両方とも1から6まで番号が付いており、それぞれ対応していると思うのですが、対応関係がその間に説明があると、目標と基本方針のつながりが、より分かりやすくなるのかなと、この目標に沿って基本方針を置いているということをもう少しわかりやすく示してほしいと思います。

(竹村会長)

これについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

ご意見、ご不明点いただきありがとうございます。ご指摘はごもっともだと思います。参考資料の 42 ページから 43 ページへの繋がりが分かれているということで、読めば分かるというコメントもいただきましたけれども、改めて少しご説明いたしますと、42 ページで色別で示しながら 6 つの目標を掲げておりますが、例えば 1 つ目の「金沢らしい資産を～」という部分を 43 ページの基本方針 1 の「共創文化都市の形成」という表現に置き換えています。このつながりを取りまとめの段階でもう少し視覚的にも分かりやすく修正させていただきたいと思います。

(竹村会長)

目標の 1 から 6 と、基本方針の 1 から 6 とが対応し、言い方を変えてキャッチフレーズ的に表現したということですが、もう一つつながりを示す表示の仕方があるともっとわかりやすいですね。

(B 委員)

参考資料 56 ページの第 3 章、工業地に関してですが、現行のマスタープランでも、工業団地やそれに準ずるものについて説明がなくて、結果として現在の金沢市には売却する工業用地が 1 つもない状況となっています。現在の工業用地の選定作業もこのマスタープランの改定と並行して進んでいると思いますが、このマスタープランにおける工業地の位置づけをどのように考えているのか教えてください。

(竹村会長)

工業地について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

新しい工業団地建設という視点で、金沢市の産業というものを今後どうしていくかという方向性につきましては、例えば 56 ページに掲げさせていただいているこの工業地の①生産機能地区の方針といたしましては、外環状道路へのアクセス性などの立地条件を生かし工場の誘致などの土地利用を推進するといったことや、61 ページの基盤整備では、C. 工業基盤というものがございまして、新たな進出企業や市街地整備による企業の移転の受け入れ先を確保するにあたって工業団地を整備します、という方向性を記載してお

ります。

現在、経済局の方で、受け入れする工業団地の不足という課題が露呈していますので、企業立地推進委員会において、新しい工業適地がどこなのか、そしてそこに誘致を図る業種はどのようにすべきかということを並行して検討を進めておりますので、そちらの検討の進み具合及び結果に応じ、この都市計画マスタープランにも記述していく形になります。両局の検討を併せ持って、来年度、こちらの計画に書き込んでいくということでございます。

（B 委員）

今、金沢市の工業団地の募集は、最低 10 ヘクタール以上という大規模な用地を予定しておりますが、50 ページの将来の都市構成図とどのように整合を取られるのか、例えば東インター沿いには病院が集積されてきていますし、松寺から北寺にかけて農業振興地区になっていますが、実際は五月雨式に工場や事業所が立ち並んでいると思います。どのようにこの都市の構成と、10 ヘクタール以上の今後認定される工業団地が整合されるのかもう一度説明してもらえますか。

（竹村会長）

事務局から説明をお願いします。

（事務局）

繰り返しの説明になって恐縮ですが、どちらが先行することもできないことでして、現在進める都市計画マスタープランの改定と、新たな工業団地の確保という別の検討を今後整合図っていくということで、今日お示しした案が最終的な資料ということではございません。この 50 ページの都市構成図の中に、新しい産業拠点が適地で書き込まれるというイメージで考えていただければと思います。

経済局の進める適地の検討と合わせて、我々都市計画課は石川県さんと連携して、区域マスタープランの中で、市街化区域と市街化調整区域の線引きの見直しもあわせて進めておりますので、今日ご説明する都市計画マスタープランと区域マスタープラン、そして経済局が進める新しい工業団地の検討の 3 つが整合した形で、最終的に盛り込まれるということを考えております。

（B 委員）

確認ですが、この都市構成図は、工業団地の選定によって変わるということでしょうか。

(事務局)

はい、産業の部分については変わって参ります。

(竹村会長)

現行のマスタープランでは第6章になりますが、地域別のまちづくり方針があり、この部分で地域に応じた個別具体の方針が記載されることとなります。この中でも基盤づくりについて書き込むこととなりますが、これは新年度に作業に入ることです。

新年度の作業で出てきた内容は全体構想にフィードバックできるということによろしかったですか。

(事務局)

そのとおりです。本日お示ししている全体構想の骨子案も、最終的な改定案には至っていないので、来年度にかけて様々な見直しをかけている計画との整合を図り、来年度末に再度フィードバックをかけて、改定時点での最新の状態でお示ししたいと思っております。

(竹村会長)

より具体的には、この後出てくる地域別構想で取り扱うこととなりますので、しっかり作業いただければよろしいかなと思います。

(B委員)

工業団地の造成は、今からでも5年以上かかると思いますが、その後は、更に次のマスタープランでないと工業団地の話が出来ないため、経済局との整合性をしっかり図っていただきたいと思います。

もう一つ大事なものは、西インターと東インターのバランスが崩れていると思います。金沢市の均衡ある発展には、どうしても浅野川以北の部分の発展もマスタープランの中でも取り扱っていただくようお願いしたいと思います。

(事務局)

今後進められる経済局における「経済」という視点での方向性としっかり整合を図って参ります。

(竹村会長)

地域別構想以前に、全体構想においてもご意見反映できるところないか、少し吟味していただければと思います。

(C 委員)

農業に関してですが、人口減少に伴いまして担い手が少なくなっている状況がありますし、農林部局の新しい「金沢の農業と森づくりプラン」とも整合性を図っていただきたいと思います。また各地区で各連長を呼んで説明会を行うと思いますが、各地域の事情をしっかりと拾い上げてほしいと思います。

(竹村会長)

事務局から何かコメント有りますでしょうか。

(事務局)

農業部門に限った話ではないですが、検討体制の中で、庁内 31 課のワーキングチームを設けておりますが、広い範囲の関連計画、見直しをかけているものも含めて、ワーキングチームでの検討をしっかりと踏まえた上で、整合を図っていきたいと考えています。

(D 委員)

96 ページに災害対応について記載がありますが、「防災情報の周知、適正な災害広報」において、外国人などが災害時に的確な行動がとれるようにという内容は読み取れますし、帰宅困難者の話にも記載があるのですが、住んでいる外国の方だけでなく、来訪者にもどこに避難したらよいのかというような情報を伝えることも重要だと思いますので、そういった内容も記載いただきたいと思います。

また、「早期復旧・復興に向けた対策」の部分で復興について記載があり、記載内容は妥当だとは思いますが、金沢市において大事にしている歴史文化や景観について、復旧復興の話になるとどうしてもそちらに手が回らなくなってしまうこともあると思います。その点について復旧復興においても意識して取り組むことを事前に記載しておくとういのではないかと思います。

(竹村会長)

来訪者への情報周知についてと、景観を意識した復興についての 2 点について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

96 ページの記述は、主に住まいされる外国人を想定した記載でございますが、ご指摘の通り、来街者の中には外国人も日本人もいるので、記載内容について、危機管理部局と今後検討したいと考えております。

2つ目のご指摘でありました、金沢らしさを強調している歴史的な街並みといったようなところも、早期復旧という視点をもう少し記載できないかということだと思いますが、その点についても、地域防災計画も改訂中ですので、改めて危機管理部局と協議検証したいと考えています。

(竹村会長)

多言語化と記載がありますが、今、観光案内板などには何ヶ国語を記載するといった決まりなどはあるのでしょうか。

(事務局)

この場で観光部局の詳細を語れないのですが、一時期は多言語の種類をかなり増やす方向性があったのですが、近年は、3つ程度に絞っていたはずです。それが何語だったかは明確に答えられないのですが、一応経済局の中で一定の方向性をもっていると認識しています。

(E 委員)

93 ページに、特別消防対策区域に指定し、地区の安全性の向上を図ると記載がありますが、実際、金沢市の消防局も具体的に空き家は何件あるかを把握していないですね。ここで指定して安全性の向上を図るのはわかりますが、空き家の除去との兼ね合いはどうなっているのでしょうか。113 ページにも、似たようなまちなかの耐震化の方針も記載がありますし、93 ページに戻り、防火水槽を設置するとありますが、まちなか区域には空き家はあるが防火水槽を設置する場所はないです。空き家を除去すれば防火水槽の設置場所が確保できるでしょうが、なかなかその除去が進まない。その点については、地域別構想でももう少し具体的に記載されればよいと思っています。

もう1点は、105 ページ、片町四番組海側・山側両地区の記載がありますが、元々の金沢のまちなかのにぎわいは、香林坊の映画館街があって、そこがにぎわっていたというものです。今はその場所は駐車場になっていますので、都心軸沿いの再開発をした後に、この後背地をどうするかということの連続性・回遊性という言葉の裏にどう盛り込んでいるのか、気になるところです。

(竹村会長)

地域別構想に詳しく入ってくるかもしれませんが、今後の対応も含めて事務局より説明をお願いします。

(事務局)

1点目は空き家の対策ということでご指摘をいただきました。ご指摘の、特にこの木造密集地域において、管理が行き届かないような空き家があり、それが火種になってしまいう可能性がある。或いは火災がもし発生してしまったときに、延焼のスピードが高まるとということが懸念されますので、ご指摘の観点是非常に重要だと考えております。

空き家対策を所管する建築部局、それから福祉部局、消防が担っている防火防災対策が、一般的に縦割りになりがちですが、空き家の存在箇所などその老朽度に関する情報はなるべく共有をしながら消防活動に生かしていくことは大切だと考えています。現状でもできる限りの情報共有は図っているところではありますが、例えば具体的に消火栓の位置や道路の幅員のデータなどと空き家情報とを重ね合わせることによって、消火対策がスムーズにいくということもあると思います。そんな観点からも先ほどは、空き家の除却についても記載をというご指摘がございました。その辺の空き家対策で取り組んでいることをこのマスタープランの中で、どこまで踏み込んで書けるかということでございますが、整合を取った中で、書きぶりについては検討していきたいと思っています。

2つ目のご指摘にありました、旧映画街近辺の月極駐車場やコインパーキングの状況についても重々承知しているところでございます。当時、まちのにぎわいの根本となっていたことも認識しておりますが、今、都心軸沿いが都市再生緊急整備地域に指定がなされて、耐震性のない老朽化したビルが課題だということで、そちらの整備促進、建て替えを促進するために、国の補助に加えて、金沢市でも昨年9月の補正予算で新しく色々な支援策を設けて、今まさにその部分に注力しようとしていますので、民間の持ち物である駐車場を面的にどうするかという方向性については、都市計画だけで語れる話でもございませんので、都市計画マスタープランにおいて具体的に記述するということは難しいとは思いますが、生活空間にあるコインパーキングは低未利用地の一つでありますし、街並みの連続性の喪失や虫食い状のまちを生むということで、低未利用地の利用促進という観点からは様々な方向性が考えられると思います。

近い将来、都心軸の再興が進めば、現在土地を所有している方も、そのにぎわいに応じた土地利用を考えていただけるのではないかと期待を持っているところですので、その方向で取り組んでいくことは、都市計画マスタープランの基本的な方針を掲げる中で、記載の検討をさせていただければと思います。

(D委員)

木の文化都市についてですが、34ページに、景観形成の中で記載があるのと、農林業の部分で新たな木材利用が記載されています。実際のところ、木を使った木造中高層建物などを作っていくという話だったかと思いますが、今は歴史的風致のところに書いてあり、もちろん歴史的風致的にも木造は重要ですが、この木造中高層建物の話が歴史的

風致に記載されていることは適切ではないのではと思います。

金沢市における木の文化をしっかりと理解できていないのですが、森の木材を循環して木造建築を作っていく、金沢の景観を形成していくという話であれば、歴史的風致だけでなく、市街地のところにも記載があつてよいのではないのでしょうか。

もう1点、81ページの農林業に関してですが、竹林について、たけのこも含めて金沢の元々の産業だと思いますので、伐採するという話もありますが、もし可能であれば竹の話も記載していただけたらと思います。

(竹村会長)

木の文化都市の記載を他にも記載した方がよいのではないかというご意見だったでしょうか。どういう風にしたらよろしいとお考えでしょうか。

(D委員)

例えば土地利用のところで、中心市街地の景観なのか、市街地整備の考え方の中に入っているもいいのかもしれませんが。今の都市計画課としてはどのように考えているのかを伺いたいです。

竹林については、記載を検討していただきたいという思いです。

(竹村会長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

例えば81ページでは、農地と森林の整備・保全・活用の方針を掲げております。こちらの中には、一括りで森林という言い方をしておりますので、ご指摘のあった竹林につきましても、悪い面も良い面もありますので、両方の側面を踏まえた記載を検討したいと思います。

木の文化都市については、比較的新しいまちづくりの取組みでございますが、3階建て以上の中高層建築物については、都心軸や古くからの各時代の建物が混在する尾張町などを重点地区として位置付けて取り組みを進めていますので、ご指摘を踏まえて、適切な場所に適切な記述となるように検討してまいりたいと思います。

(竹村会長)

他にご意見ありますでしょうか。もし追加でご意見があれば、事務局の方に速やかにお伝えいただければと思います。

たくさんのご意見ありがとうございました。只今いただきましたご意見については、

今後の改定作業を進める上で、重要な参考意見として取り扱っていただくこととします。
続きまして、事務局から案件結果報告を受けたいと思います。説明をお願いします。

(事務局)

それでは、案件結果報告について、ご説明いたします。議案書は資料2です。前方のスクリーンと併せてご覧下さい。

案件結果報告については、令和7年11月21日に開催しました、第107回都市計画審議会でご審議いただいた「議案第440号 金沢都市計画 下水道の変更（臨海処理区）」についてご報告いたします。

本件は、「高潮・大雨時の大野川下流部の水位上昇に伴う排水不良により近岡町周辺で頻発している浸水被害に対して、近岡雨水ポンプ場を追加することにより、排水区域内の浸水発生を抑制し、治水の向上を図るもの。」として、ご審議いただきました。

こちらの案件につきましては、令和7年12月11日付け金沢市告示第318号で変更の告示がなされましたことをご報告いたします。

以上で、案件結果報告の説明を終わります。

(竹村会長)

以前の審議会でご審議した案件の結果報告でございますが、何かご質問、ご意見等がありますか。

(各委員意見等無し)

(竹村会長)

特にご意見がないようなので、案件結果報告を終わらせていただきます。

ここでいったん進行を事務局へお返しいたします。

(司会)

これより先は、意思形成過程段階のものとなりますので、非公開とさせていただきます。申し訳ございませんが、報道関係の方は退席をお願いいたします。

— 以下、意思形成過程段階のため非公開 —